３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑦　（略）

４．第三面関係

①～⑨　（略）

⑩　【17．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪・⑫　（略）

５．第四面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②・③　（略）

６．・７．　（略）

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る建築物の位置

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑦　（略）

４．第三面関係

①～⑨　（略）

⑩　【17．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪・⑫　（略）

５．第四面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②・③　（略）

６．・７．　（略）

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る建築物の位置

（※）は、法第30条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。